

第4章 NPO法人の合併、解散について

1 NPO法人の合併

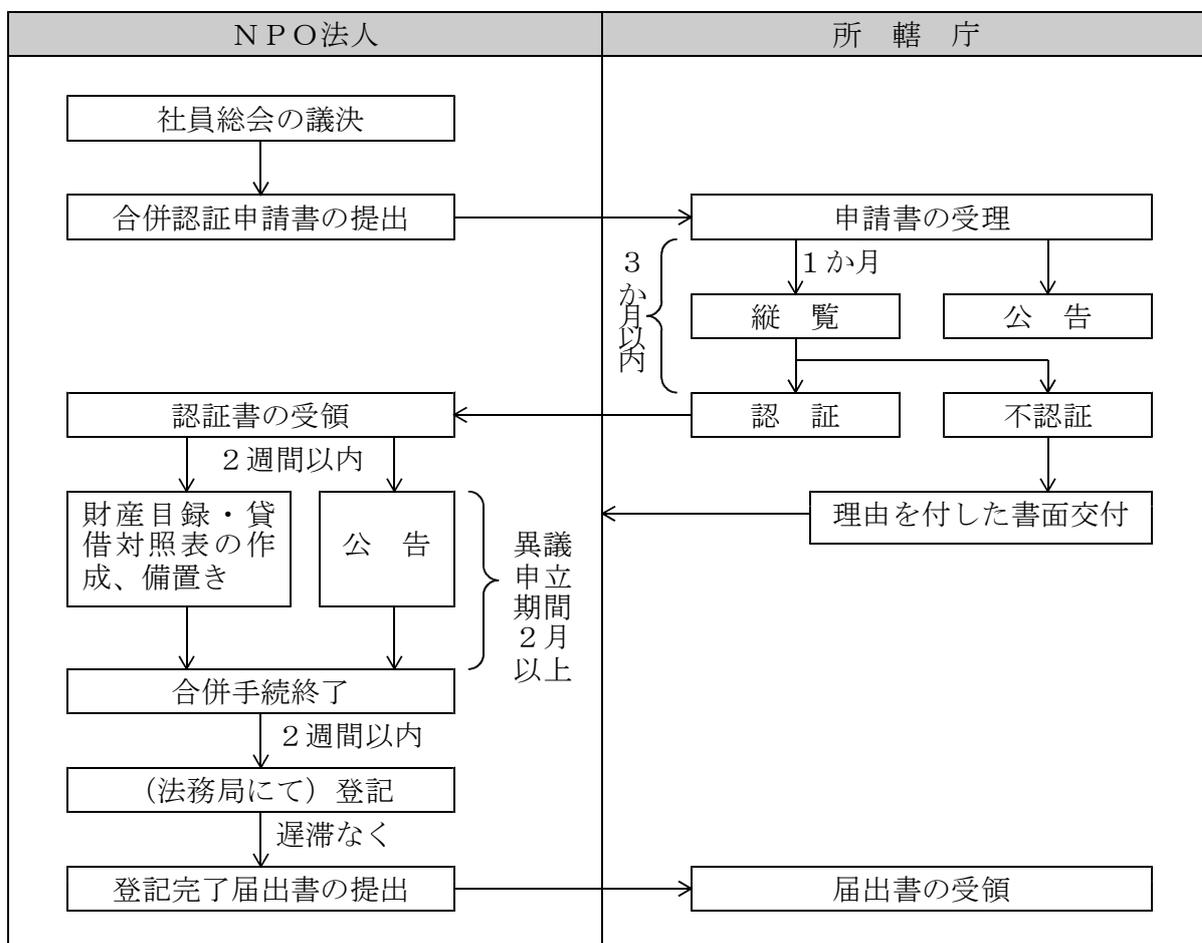
NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法34)。

合併の認証申請にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から1か月間、公衆の縦覧に供することになります。所轄庁は、申請書の受理後3か月以内に認証又は不認証の決定を行います(法34⑤において準用する法10②、12②)。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内(2か月を下回ってはなりません。)に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

【合併手続の流れ】



(1) 合併認証の申請

合併の認証を受ける場合は、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	合併認証申請書<宮崎県規則様式第11号>	1部	107
2	合併の議決をした総会の議事録(原本の写しに謄本証明したもの)	1部	96
3	定款	2部	19
4	役員名簿(各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載)	2部	42
5	各役員の就任承諾書及び誓約書(原本の写しに謄本証明したもの)	1部	43
6	各役員の住所又は居所を証する書面(住民票等) ※6か月以内のもの	1部	—
7	社員のうち10人以上の者の名簿	1部	44
8	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	1部	45
9	合併趣意書	2部	46
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	49
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	51

※ 3、4、9、10及び11は縦覧書類になります。

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(2) 合併認証申請書類に係る補正の申立て

上記(1)により提出した申請書又は添付書類に「軽微な不備」があるときは、次の書類を所轄庁に提出して補正することができます(法34⑤において準用する法10③)。

※ 「軽微な不備」とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします(条例3)。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	補正書<宮崎県規則様式第1号の2>	1部	108
2	補正後の申請書又は添付書類	(1)に同じ	—

(3) 合併登記完了届出書の提出

法人合併の登記後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	登記完了届出書<宮崎県規則様式第2号>	1部	56
2	登記事項証明書(原本+写し)	2部	—
3	合併の時の財産目録	2部	57

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

2 NPO法人の解散

NPO法人は、次の事由によって解散します(法31①)。

① 社員総会の決議

解散の理由は問いません。定款の定めに従って、社員総会で解散の決議を行い、解散することができます。

※ 定款に特段定めがない場合は、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。

※ 解散総会では、解散することの意思決定、残余財産の帰属先及び清算人の選任について議決する必要があります。

② 定款で定めた解散事由の発生

例えば、定款において、あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めたりすることができます。

③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能となった場合に解散します。

※ ここでいう「不能」とは、法人の主観的な判断によるものではなく、客観的な事実に基づいて判断されることとなります。単に、人材不足や資金不足といった法人の主観的な事情であった場合は、「不能」であるとは認められません(このような場合、社員総会の決議により解散することはできません)。

④ 社員の欠亡

社員が1人もいなくなったことを意味します。社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません。

⑤ 合併

吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。

⑥ 破産手続開始の決定

法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合をいいます。破産の具体的な手続は破産法に定められており、破産管財人が清算処理を行うこととなります(法人が債務を完済することができなくなった場合、理事は裁判所に対して直ちに破産手続開始の申立てを行う必要があります)。

(1) 解散認定の申請

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散について、所轄庁の認定を受ける場合は、次の書類を提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	解散認定申請書<宮崎県規則様式第6号>	1部	109
2	事業の成功の不能となるに至った事由を証する書面	1部	—

(2) 解散の届出

解散の届出をする場合は、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	解散届出書<宮崎県規則様式第7号>	1部	110
2	登記事項証明書(解散及び清算人の登記をしたことを証するもの)	1部	—

3 NPO法人の清算手続

NPO法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります(法31の5、31の9、32の2①)。

① 現務の結了

② 債権の取立て及び債務の弁済

③ 残余財産の引渡し

④ 債権の申出の公告と催告

※ 債権の申出の公告は、解散後遅滞なく、少なくとも1回官報に掲載して行う必要があります(法31の10①④)。

⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

清算中に就任した清算人については、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければなりません(法31の8)。

解散したNPO法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します(法32①)。

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます(法32②)。

さらに、上記の方法では処分されない財産は、国庫に帰属することになります(法32③)。

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、清算結了した旨を所轄庁に届け出なければなりません(法32の3)。

(1) 清算人就任の届出

清算中に清算人が就任した場合は、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	清算人就任届出書<宮崎県規則様式第8号>	1部	111
2	登記事項証明書(清算人の登記をしたことを証するもの)	1部	—

(2) 残余財産譲渡の認証申請

残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することについて認証を得ようとするときは、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書<宮崎県規則様式第9号>	1部	112

(3) 清算終了の届出

清算終了の登記後、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	清算終了届出書<宮崎県規則様式第10号>	1部	113
2	登記事項証明書(清算終了の登記をしたことを証するもの)	1部	—